齋正機後援会会則

第１条（名称）

・本会は、「齋正機後援会」（以下、本会）と称する。

第２条（所在地）

・本会の事務局を次の所在地に置く。

〒960-8068　福島県福島市太田町 27-6

第３条（目的）

・本会は、画家・齋正機（以下、本人）の活動を支援すること、本人の作品を広めることを目的とし、営利目的にはしない。（付則第１項参照）

第４条（入会）

１．　本会の入会資格は以下の事項に全て該当する者とする。

Ａ／第３条（目的）の趣旨に賛同する者。

Ｂ／本会則に同意する者。（尚、本会発足時には、発足式出席をもって、本会則に同意したものとする。）

Ｃ／中学生以下の場合、保護者の同意を得られる者（保護者の氏名・連絡先を事務局に提出できる者）

Ｄ／反社会的勢力および、その関係者ではない者

Ｅ／退会をしたことのある者の場合、直前の退会から半年以上を経た者で、入会と退会を繰り返さない者。

２．　本会会員は所定の申込手続きを経て入会する。（尚、本会発足時には、発足式出席をもって、申込手続きを完了したものとする。）

３．　会員には、会員番号を付するが、その選定は事務局に一任とする。

第５条（入会金・年会費）

１．　本会は入会金および年会費は徴収しない。

２．　会運営のための事務諸経費は、寄付及び事業の参加費によって賄うこととする。

第６条（会員資格の失効）

会員期間内であっても会員が次のいずれかに該当した場合、事務局は当該会員の資格を拡大理事会の決議をもって失効することができることとする。

Ａ／当該会員が本会則に反した場合

Ｂ／当該会員が入会申込書の記載に虚偽があった場合

Ｃ／当該会員が本会の名誉を棄損する行為をした場合（会の販売物を会に許可なく転売した場合など）

Ｄ／当該会員の社会的信用が著しく低下した場合

Ｅ／その他、拡大理事会が当該会員を本会会員として不適切であると判断した場合

第７条（届出事項の変更）

１．　会員の個人情報に変更があった場合は、速やかに届け出るものとする。

２．　届け出がなく、または届け出内容が不十分であるため、事務局からの通知、送付物が延着、未着となった場合、事務局はその責任を負わないものとする。

第８条（退会）

・会員が本会より退会を希望する場合は、所定の退会手続きを経て退会とする。

第９条（解散）
１．　本会の継続が困難であると、会長および拡大理事会が全会一致により解散が適切と判断した場合、本人の同意なしに解散できるものとする。
２．　解散が認められた場合、事務局に残る事務諸経費は、全額、解散時の会長、役員、理事とは無関係の慈善団体に寄付するものとする。

第１０条（本人の同意）
・役員、理事に関わる人事、事業計画の承認、会則変更など本会に関わる全ての事柄について、本人が本人の活動の支援にならない、または、相応しくないと判断した場合、本人は会長に対して、該当する事柄について実行しないよう求める権限を有する。その場合、会長は本人の意思を最大限尊重しなければならない。

第１１条（会長）
１．　本会には会長を１名置く。
２．　会長は、役員、理事に関わる人事、事業計画の承認、会則変更など本会に関わる全ての事柄について、本人の活動の支援にならない、または、相応しくないと判断した場合、その実行を阻止することができる。（拒否権）また、本人から同様の申し出があった場合も同じく該当する事柄について実行を阻止することができる。
３．　その他の事項については「齋正機後援会役員規程」により執行する。

第１２条（役員）
１．　本会に会長以外の次の役員を置く。
　副会長：１～２名　会計：１～２名　会計監査：２名　事務局長：１名
２．　役員については、「齋正機後援会役員規程」により執行する。
第１３条（理事）
１．　本会に５名以上１０名以内の理事を置く。
２．　理事については、「齋正機後援会役員規程」により執行する。

第１４条（拡大理事会）
１．　拡大理事会は、次の役員（副会長、会計、会計監査、事務局長）及び理事において構成される。
２．　拡大理事会については、「齋正機後援会役員規程」により執行する。

第１５条（事業）
１．　本会が関係する事業を行う場合（主催、共催、協力、後援に関わらず）、事務局が事業提案者から事業計画を取りまとめ、事業計画書を作成し、拡大理事会に諮る。事業計画は、拡大理事会（事業提案者を除く）において、３分の２以上の賛同により承認される。
２．　事業提案者は、会長、役員、理事がなることができる。また、会員は、会長、役員、理事に対して事業計画を提案することができる。ただし、事業計画を提案された会長、役員、理事が事務局に対して提案する義務は負わない。また、事務局が本人の状況などを踏まえた上で、事業計画に無理がある、もしくは、事務局として事業計画書を作成するのが困難な場合、拡大理事会に諮る必要を負わない。

第１６条（会計および会計監査）

１．　会計は、事業ごとに行い、事業が終わり次第、出来る限り速やかに会計監査に収支を報告する。

２．　会計監査は、監査をしたのち、適正に会計が報告されたかどうかを会長以下、全ての役員、理事に事務局を通じて報告する。

３．　事務局は会計監査から報告された会計結果を全会員に何らかの方法で報告する。

４．　事業ごとの会計と共に、会計は、年度ごとに行い、会計監査に収支を報告する。以下は、上記と同じ過程で報告する。尚、本会における「年度」は、５月に本会が発足したことから、５月末日をもって年度の終わりとする。

第１７条（会則変更）

１．　本会則を変更する場合、事務局が理事と協議の上、作成した変更案を、全会員に公表、意見を募集し、それを踏まえたうえで、拡大理事会において、４分の３以上の賛同により、変更される。

２．　「齋正機後援会役員規程」を変更する場合も、第１項と同じ過程と経て、変更される。（付則第２項参照）

附則

１．　本会は、本人の作品の売買について、本人と会員との仲介を行わない。また、会員同士の仲介も行わない。（第３条参照）

２．　本会発足後半年後をめどに、会則および「齋正機後援会役員規程」を見直す。変更が必要な場合は第１７条に基づき変更手続きを行う。（第１７条参照）

３．　この会則は、２０１８年５月１３日から施行する。

「齋正機後援会役員規程」

第１条（会長）

１．　会長は、前会長が会長候補者を選任し、（ただし、発足時の会長は設立準備委員会代表とし、）拡大理事会において全会一致での承認により、選出され、本人の同意をもって就任となる。会長候補者が承認を得られなかった場合、または本人の同意を得られなかった場合、会長は速やかに別の候補者を選任しなければならない。

２．　会長は無報酬とする。

３．　会長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、発足時の会長の任期は、２０２０年５月３１日までとする。その後の再任は妨げられない。

４．　会長が事故ある時は、一時的に副会長が会長代理となり、会長の職務を代行する。

５．　会長が事故あり職務の継続が困難な場合、または会長として相応しくないと拡大理事会が判断した場合、拡大理事会の全会一致の決議により、会長を解任することができる。その際、副会長（２名の場合はどちらか）が、会長に選任され、解任された会長の任期を務める。

第２条（役員）

１．　役員の選任は会長に一任とし、理事会（当該役員候補者を除く）において３分の２以上の賛同により承認する。役員候補者が承認を得られなかった場合、会長は速やかに別の候補者を選任しなければならない。

２．　会則第１２条第１項の役員とは別に、特別顧問：１名　顧問：３名以内　参与：無制限　を置くことができる。その選任は、会長に一任され、理事会において３分の２以上の賛同により承認する。

３．　会則第１２条第１項の役員とは別に、会長補佐：若干名　事務局：無制限　を置くことができる。会長補佐の選任は、会長に、事務局の選任は事務局長に一任され、理事会において３分の２以上の賛同により承認する。

４．　会長および事務局長を除く役員は、理事と兼務することができる。

５．　役員は無報酬とする。ただし、拡大理事会（当該役員または理事を除く）が、当該役員または理事に報酬を支払うべきと全会一致で議決した場合は、その限りではない。

６．　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、発足時の役員の任期は、２０２０年５月３１日までとする。その後の再任は妨げられない。

７．　役員の任期途中での辞任は、会長に対してその旨を文書で伝え、理事会（当該役員候補者を除く）において３分の２以上の了承を必要とする。

８．　会長は、役員が事故ある時、または役員として相応しくないと判断した場合、理事会に対して当該役員の解任案を提出することができ、理事会（当該役員を除く）において３分の２以上の賛同により、役員を解任することができる。

第３条（理事）

１．　理事は拡大理事会（当該理事候補者を除く）において選出され３分の２以上の賛同により承認する。ただし、発足時の理事は会長予定者が選任し、拡大理事会（当該理事候補者を除く）において３分の２以上の賛同により承認する。

２．　理事は理事会を構成し、役員の承認を理事会（当該役員候補者を除く）において３分の２以上の賛同により行う。

３．　理事会は、役員の承認権および解任権を有する。（第２条第１項、第２項、第３項、第７項および第８項参照）

４．　理事は無報酬とする。ただし、拡大理事会（当該役員または理事を除く）が、当該役員または理事に報酬を支払うべきと全会一致で議決した場合は、その限りではない。
５．　理事の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、発足時の役員の任期は、２０２０年５月３１日までとする。その後の再任は妨げられない。
６．　理事の任期途中での辞任は、会長に対してその旨を文書で伝え、拡大理事会（当該役員候補者を除く）において３分の２以上の了承を必要とする。
７．　会長は、理事が事故ある時、または理事として相応しくないと判断した場合、理事会に対して当該役員の解任案を提出することができ、拡大理事会（当該理事を除く）において３分の２以上の賛同により、役員を解任することができる。

第４条（拡大理事会）
１．　拡大理事会は当該会員資格の失効を決議する権利を有する（会則第６条参照）
２．　拡大理事会は、解散決議権を有する（会則第９条第１項参照）
３．　拡大理事会は、会長の承認権・解任権を有する。（第１条第１項および第４項参照）
４．　拡大理事会は、役員及び理事に報酬を支払う判断を有する（第２条第５項および第３条第４項参照）
５．　拡大理事会は、理事承認権および解任権を有する。（第３条第２項、第６項、および第７項参照）
６．　拡大理事会は、事業の実行承認権を有する。（会則第１５条第１項参照）
７．　拡大理事会は、会則を変更できる権利を有する。（会則第１７条参照）

附則
１．　この規程は、２０１８年５月１３日から施行する。